

議案第92号

所沢市まちづくりセンター設置条例制定について

所沢市まちづくりセンター設置条例を別記のとおり制定する。

令和6年 9月 2日提出

所沢市長 小野塚 勝 俊

提案理由

地域のつながりを形成しながら、地域課題の解決に取り組むとともに市民の自主的なまちづくり活動を支援し、また、実際生活に即した教育、学術及び文化に関する事業を実施することにより社会教育の推進を図り、もって豊かな活力ある地域社会の実現に寄与することを目的とした施設である所沢市まちづくりセンターに関し必要な事項を定めるため、本案を提案するものである。

所沢市まちづくりセンター設置条例

(設置)

第1条 地域のつながりを形成しながら、地域課題の解決に取り組むとともに市民の自主的なまちづくり活動を支援し、また、実際生活に即した教育、学術及び文化に関する事業を実施することにより社会教育の推進を図り、もって豊かな活力ある地域社会の実現に寄与するため、所沢市まちづくりセンター（以下「センター」という。）を設置する。

(センターの位置付け)

第2条 センター（所沢市小手指まちづくりセンター分館を除く。）は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第155条第1項に規定する出張所の機能を有する機関とする。

2 センターは、社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第5条第3項に基づき、市長がその設置、管理及び廃止に関する事務を管理し、及び執行する公民館の機能を有する機関とする。

(名称、位置及び所管区域)

第3条 センターの名称、位置及び所管区域は、別表第1のとおりとする。

(業務)

第4条 センターにおいて行う業務は、おおむね次のとおりとする。

- (1) 地域における自主的なまちづくり活動の支援に関すること。
- (2) 各種届出の受付等に関すること（所沢市小手指まちづくりセンター分館及び所沢市並木まちづくりセンターを除く。）。
- (3) 各種証明書の交付に関すること。
- (4) 地域における生涯学習に関すること。
- (5) 法第22条各号に規定する公民館の事業（以下「公民館事業」という。）の実施に関すること。

(6) その他センターの設置の目的を達成するために必要と認める業務

(公民館運営審議会)

第5条 法第29条第1項の規定に基づき所沢市公民館運営審議会を置く。

2 所沢市公民館運営審議会は、委員15人以内で組織する。

3 委員は、次に掲げる者の中から市長が委嘱する。

(1) 学校教育及び社会教育の関係者

(2) 家庭教育の向上に資する活動を行う者

(3) まちづくり及び地域コミュニティに関わる活動を行う者

(4) 学識経験のある者

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(使用の許可等)

第6条 市長は、他の公民館事業の実施に支障のない限り、別表第2に掲げるセンターの施設（以下「施設」という。）を市民の集会その他の公共的利用に供することができる。

2 施設を使用しようとするものは、規則で定めるところにより市長の許可を受けなければならない。許可された事項を変更しようとするときも同様とする。

3 市長は、センターの管理上必要があると認めるときは、前項の許可に条件を付すことができる。

(使用の制限)

第7条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、施設の使用を許可しない。

(1) 公の秩序を乱すおそれがあるとき。

(2) 政治的活動又は宗教的活動に使用するおそれがあるとき。

(3) 営利を目的として使用するおそれがあるとき。

- (4) 施設又は附属設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。
- (5) 前各号に定めるもののほか、センターの管理上特に支障があるとき。

(使用料)

第8条 第6条の許可を受けたもの（以下「使用者」という。）は、許可と同時に使用料を納めなければならない。

2 既納の使用料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、その全部又は一部を還付することができる。

- (1) 災害その他使用者の責めによらない理由で使用できなかったとき。
- (2) 管理上の必要により市長が使用の許可を取り消したとき。

3 使用料は、別表第2及び別表第3のとおりとする。

(使用料の減免)

第9条 市長は、公用又は公共的事業のために使用する場合において必要があると認めるときは、その申請により使用料を減額し、又は免除することができる。

(使用の許可の取消し等)

第10条 市長は、センターの管理上特に支障があると認めるとき、又は使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その使用の許可の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 使用の許可を受けた目的以外に施設を使用したとき。
- (2) 使用者がその権利を譲渡し、又は転貸したとき。
- (3) 使用の許可の申請に偽りがあったとき。
- (4) 前3号に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。

2 前項の規定により使用の許可の条件を変更し、使用を停止し、又は使用の許可を取り消した場合において使用者に損害が生じても、市長はその賠償の責めを負わない。

(原状回復の義務)

第11条 使用者は、施設の使用が終わったときは、速やかに、原状に復さなければならない。前条第1項の規定により、使用の停止又は使用の許可の取消しを受けたときも、同様とする。

2 使用者が前項の義務を履行しないときは、市長において原状に復し、これに要した費用は使用者の負担とする。

(損害賠償)

第12条 使用者は、その責めに帰すべき理由により施設又は附属設備を毀損し、又は滅失したときは、その損害を賠償しなければならない。

(委任)

第13条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(所沢市まちづくりセンター条例等の廃止)

第2条 次に掲げる条例は、廃止する。

- (1) 所沢市まちづくりセンター条例（平成22年条例第37号）
- (2) 所沢市立公民館設置及び管理条例（昭和45年条例第2号）

(所沢市立公民館設置及び管理条例の廃止に伴う経過措置)

第3条 この条例の施行の際、現に前条の規定による廃止前の所沢市立公民館設置及び管理条例（以下「旧公民館条例」という。）第4条第3項の規定により所沢市公民館運営審議会委員に委嘱されている委員は、当該任期中に限り、第5条第3項の規定により委嘱された委員とみなす。

2 この条例の施行の日（以下この条において「施行日」という。）前に旧公民館条例の規定により行われた処分、手続その他の行為で現にその効力を有する

もの又は教育委員会に対して行われた申請その他の行為で施行日において市長が管理し、及び執行することとなる事務に係るものは、施行日以後においては、この条例の相当規定により行われた処分、手続その他の行為又は申請その他の行為とみなす。

(所沢市公告式条例の一部改正)

第4条 所沢市公告式条例（昭和25年議決）の一部を次のように改正する。

別表中「所沢市小手指まちづくりセンター」を「所沢市小手指まちづくりセンター本館」に改める。

(所沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例の一部改正)

第5条 所沢市教育に関する事務の職務権限の特例に関する条例（平成26年条例第50号）の一部を次のように改正する。

本則中「昭和31年法律第162号」の次に「。以下「法」という。」を加え、「同項第3号」を「次」に改め、本則に次の各号を加える。

- (1) 公民館の設置、管理及び廃止に関すること（法第21条第7号から第9号まで及び第12号に掲げる事務のうち、公民館のみに係るものを含む。）。
- (2) 文化に関すること（文化財の保護に関することを除く。）。

(所沢市地区体育館条例の一部改正)

第6条 所沢市地区体育館条例（昭和61年条例第7号）の一部を次のように改正する。

第4条中「所沢市立公民館設置及び管理条例（昭和45年条例第2号）」を「所沢市まちづくりセンター設置条例（令和6年条例第 号）」に改める。

(所沢市学習等供用施設条例の一部改正)

第7条 所沢市学習等供用施設条例（昭和59年条例第3号）の一部を次のように改正する。

第3条中「一に」を「いずれかに」に改め、同条第2号中「き損」を「毀損」に改める。

第9条中「終った」を「終わった」に改める。

第10条中「、施設等をき損又は」を「施設等を毀損し、又は」に改める。

第11条中「公民館の」を「所沢市まちづくりセンター（所沢市まちづくりセンター設置条例（令和6年条例第 号）第1条に規定する所沢市まちづくりセンターをいう。）の」に、「所沢市立公民館設置及び管理条例（昭和45年条例第2号）」を「所沢市まちづくりセンター設置条例」に改める。

別表第1（第3条関係）

名称	位置	所管区域
所沢市松井まちづくりセンター	所沢市大字上安松1286番地の1	くすのき台二丁目の一部、くすのき台三丁目の一部、西新井町、東新井町、東所沢和田一丁目、東所沢和田二丁目、東所沢和田三丁目、大字上安松、大字下安松、大字下新井の一部、大字牛沼、大字松郷、大字本郷の一部
所沢市富岡まちづくりセンター	所沢市大字北岩岡117番地の1	北原町の一部、北中一丁目、北中二丁目、北中三丁目、北中四丁目、岩岡町、所沢新町、中富南一丁目、中富南二丁目、中富南三丁目、中富南四丁目、向陽町の一部、大字中富、大字下富、大字神米金、大字北岩岡
所沢市小手指まちづくりセンター本館	所沢市北野南一丁目5番地の2	小手指町一丁目、小手指町二丁目、小手指町三丁目、小手指町四丁目、小手指町五丁目、小手指南一丁目、小手指南二丁目、小手指南三丁目、小手指南四丁目、小手指南五丁目、小手指南六丁目、小手指元町一丁目、小手指元町二丁目、小手指元町三丁目、北野新町一丁目、北野新町二丁目、北野一丁目、北野二丁目、北野三丁目、北野南一丁目、北野南二丁目、北野南三丁目、上新井一丁目、上新井二丁目、上新井三丁目、上新井四丁目、上新井五丁目、小手指台、大字山口の一部
所沢市小手指まちづくりセンター分館	所沢市小手指町四丁目22番地の2	
所沢市山口まちづくりセンター	所沢市大字山口5004番地	大字山口の一部、大字上山口、大字勝楽寺、大字荒幡の一部
所沢市吾妻まちづくりセンター	所沢市大字久米2229番地の1	くすのき台一丁目の一部、くすのき台二丁目の一部、くすのき台三丁目の一

		部、東住吉、南住吉、西住吉、松が丘一丁目、松が丘二丁目、大字久米、大字北秋津、大字荒幡の一部
所沢市柳瀬まちづくりセンター	所沢市大字城964番地の8	東所沢一丁目、東所沢二丁目、東所沢三丁目、東所沢四丁目、東所沢五丁目、大字本郷の一部、大字新郷、大字南永井、大字日比田、大字亀ヶ谷、大字城、大字坂之下
所沢市三ヶ島まちづくりセンター	所沢市三ヶ島五丁目1639番地の1	狭山ヶ丘一丁目、狭山ヶ丘二丁目、若狭一丁目、若狭二丁目、若狭三丁目、若狭四丁目、東狭山ヶ丘一丁目、東狭山ヶ丘二丁目、東狭山ヶ丘三丁目、東狭山ヶ丘四丁目、東狭山ヶ丘五丁目、東狭山ヶ丘六丁目、西狭山ヶ丘一丁目、西狭山ヶ丘二丁目、和ヶ原一丁目、和ヶ原二丁目、和ヶ原三丁目、林一丁目、林二丁目、林三丁目、三ヶ島一丁目、三ヶ島二丁目、三ヶ島三丁目、三ヶ島四丁目、三ヶ島五丁目、堀之内、糎谷
所沢市新所沢まちづくりセンター	所沢市緑町一丁目8番3号	緑町一丁目、緑町二丁目、緑町三丁目、緑町四丁目、榎町、泉町、青葉台、向陽町の一部、けやき台一丁目、けやき台二丁目
所沢市新所沢東まちづくりセンター	所沢市美原町一丁目2922番地の16	並木五丁目、松葉町、弥生町、美原町一丁目、美原町二丁目、美原町三丁目、美原町四丁目、美原町五丁目、北所沢町、花園一丁目、花園二丁目、花園三丁目、花園四丁目
所沢市所沢まちづくりセンター	所沢市元町27番5号	宮本町一丁目、宮本町二丁目、西所沢一丁目、西所沢二丁目、金山町、喜多町、北有楽町、日吉町、東町、寿町、元町、御幸町、旭町、有楽町、くすのき台一丁目の一部、くすのき台二丁目の一部、くすのき台三丁目の一部、星の宮一丁目、星の宮二丁目
所沢市並木まちづくりセンター	所沢市並木八丁目3番地	並木一丁目、並木二丁目、並木三丁目、並木四丁目、並木六丁目、並木七丁目、並木八丁目、若松町、こぶし町、北原町の一部、中新井一丁目、中新井二丁目、中新井三丁目、中新井四丁目、中新井五丁目、大字下新井の一部、大字中新井

別表第2（第6条、第8条関係）

名称	施設名	使用時間区分及び使用料					
		第1区分	第2区分	第3区分	第4区分	第5区分	第6区分

		午前9:00～ 午前11:00	午前11:00～ 午後1:00	午後1:00～ 午後3:00	午後3:00～ 午後5:00	午後5:30～ 午後7:30	午後7:30～ 午後9:30
所沢市 松井ま ちづく りセン ター	ホール	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	和室1号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	和室2号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	音楽室	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	会議室1号	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	会議室2号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	会議室3号	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	学習室1号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	学習室2号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	料理講習室	630円	630円	630円	630円	630円	630円
	アトリエ	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	トレーニング ルーム	320円	320円	320円	320円	320円	320円
茶室	160円	160円	160円	160円	160円	160円	
所沢市 富岡ま ちづく りセン ター	ホール	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	和室1号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	和室2号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	和室3号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	音楽室	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	会議室1号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	会議室2号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	会議室3号	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	調理室	630円	630円	630円	630円	630円	630円
	研修室	320円	320円	320円	320円	320円	320円
絵画工芸室	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
所沢市 小手指 まちづ くりセ ンター 本館	ホール	950円	950円	950円	950円	950円	950円
	和室	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	学習室1号	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	学習室2号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	学習室3号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	学習室4号	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	料理講習室	630円	630円	630円	630円	630円	630円
所沢市 小手指 まちづ くりセ ンター 分館	ホール	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	音楽ホール	630円	630円	630円	630円	630円	630円
	料理講習室	630円	630円	630円	630円	630円	630円
	和室1号	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	和室2号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	研修室	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	小会議室1号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	小会議室2号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
所沢市 山口ま ちづく	ホール	950円	950円	950円	950円	950円	950円
	和室	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	学習室1号	160円	160円	160円	160円	160円	160円

りセン ター	学習室 2号	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	学習室 3号	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	料理講習室	630円	630円	630円	630円	630円	630円	
	体 育 室	全面	950円	950円	950円	950円	950円	950円
		3分の1	320円	320円	320円	320円	320円	320円
9分の1		110円	110円	110円	110円	110円	110円	
所沢市 吾妻ま ちづく りセン ター	ホール	1,260円	1,260円	1,260円	1,260円	1,260円	1,260円	
	和室	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	会議室	160円	160円	160円	160円	160円	160円	
	視聴覚室	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	学習室 1号	160円	160円	160円	160円	160円	160円	
	学習室 2号	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	学習室 3号	160円	160円	160円	160円	160円	160円	
	料理講習室	630円	630円	630円	630円	630円	630円	
	絵画工芸室	160円	160円	160円	160円	160円	160円	
	体 育 室	全面	950円	950円	950円	950円	950円	950円
		3分の1	320円	320円	320円	320円	320円	320円
		9分の1	110円	110円	110円	110円	110円	110円
	所沢市 柳瀬ま ちづく りセン ター	ホール	790円	790円	790円	790円	790円	790円
和室		320円	320円	320円	320円	320円	320円	
学習室 1号		160円	160円	160円	160円	160円	160円	
学習室 2号		320円	320円	320円	320円	320円	320円	
学習室 3号		320円	320円	320円	320円	320円	320円	
学習室 4号		160円	160円	160円	160円	160円	160円	
料理講習室		630円	630円	630円	630円	630円	630円	
所沢市 三ヶ島 まちづ くりセ ンター	ホール	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	
	和室	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	学習室 1号	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	学習室 2号	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	学習室 3号	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	学習室 4号	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	調理室	630円	630円	630円	630円	630円	630円	
所沢市 新所沢 まちづ くりセ ンター	ホール	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	
	和室 1号	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	和室 2号	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	音楽室 1号	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	音楽室 2号	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	学習室 1号	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	学習室 2号	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	学習室 3号	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	学習室 4号	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	学習室 5号	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	学習室 6号	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
	料理講習室	630円	630円	630円	630円	630円	630円	
	絵画工芸室	320円	320円	320円	320円	320円	320円	

	トレーニング室	320円	320円	320円	320円	320円	320円
所沢市 新所沢 東まち づくり センター	講堂	480円	480円	480円	480円	480円	480円
	調理室	630円	630円	630円	630円	630円	630円
	和室1号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	和室2号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	研修室1号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	研修室2号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	研修室3号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	研修室4号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	研修室5号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	研修室6号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
研修室7号	160円	160円	160円	160円	160円	160円	
所沢市 所沢ま ちづく りセン ター	ホール	1,580円	1,580円	1,580円	1,580円	1,580円	1,580円
	控室1号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	控室2号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	控室3号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	和室1号	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	和室2号	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	音楽室	630円	630円	630円	630円	630円	630円
	学習室1号	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	学習室2号	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	学習室3号	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	学習室4号	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	学習室5号	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	学習室6号	630円	630円	630円	630円	630円	630円
	学習室7号	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	学習室8号	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	学習室9号	320円	320円	320円	320円	320円	320円
	料理講習室	630円	630円	630円	630円	630円	630円
絵画工芸室	320円	320円	320円	320円	320円	320円	
所沢市 並木ま ちづく りセン ター	ホール	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円	1,100円
	控室	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	講堂	480円	480円	480円	480円	480円	480円
	調理講習室	630円	630円	630円	630円	630円	630円
	和室	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	研修室1号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	研修室2号	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	会議室	160円	160円	160円	160円	160円	160円
	工芸室	160円	160円	160円	160円	160円	160円

備考

- 1 設置目的以外に使用する場合の使用料の額は、規定使用料の額に100分の100を乗じて得た額を加算した額とする。

2 ホール及び音楽ホールの使用者が入場料（参加費、会費その他名称のいかんを問わず入場の対価として徴収するものをいう。）を徴収する場合の使用料の額は、規定使用料（設置目的以外に使用する場合にあっては、当該使用料）の額に次に掲げる率を乗じて得た額を加算した額とする。

- (1) 入場料の額が1,000円以下のとき 100分の50
- (2) 入場料の額が1,000円を超え3,000円以下のとき 100分の100
- (3) 入場料の額が3,000円を超えたとき 100分の200

別表第3（第8条関係）

附属設備名		単位	使用時間区分	使用料
ホール舞台 設備	放送音響設備	1式	1区分	1,160円
	舞台照明設備	1式	1区分	1,260円
	持込器具（1kWにつき）		1区分	60円
プロジェクター（固定式）		1式	1区分	530円
ピアノ	コンサートグランドピアノ	1台	1区分	1,580円
	グランドピアノ	1台	1区分	630円
移動式観覧席		1式	1区分	1,050円
陶芸用電気炉		1式	1区分	220円